

V. 日本のみでバーゼル条約に基づく手続きが必要な場合の通告

日本に特定有害廃棄物等を輸入しようとするとき、輸出国の法令では当該特定有害廃棄物等がバーゼル条約の規制対象外と判断されるため、日本の環境省宛に輸出に係る事前通告が送付されない場合があります。この場合にあっては、日本への輸入に際しては、バーゼル法に基づき、外為法に基づく輸入承認が必要となります。

こうした場合は、バーゼル条約の規定に従い、下記のとおり、輸出国（権限ある当局又は輸出者）に代わり輸入者が通告に関する書類を作成し、環境省に通告を行った上で、以降のバーゼル法に基づく輸入手続きを行っていただくようお願いします。

必要な通告関係書類について

（１）提出が必要な書類

- ・ 輸出国法令の下では当該特定有害廃棄物等がバーゼル条約の規制対象外であることを証する書類（証明書類）（参考５－１、５－２参照）
- ・ 通告書類の別紙様式（参考４－０参照）

（２）書類の作成

①証明書類

どのような方法で輸出国法令では当該特定有害廃棄物等が規制対象外であると判断されたのかを示す書類を、輸出国当局による証明書類の発行の有無に応じて次のとおり作成してください。

- ・ 輸出国の権限ある当局から証明書類が発行されていないが、輸出国法令に照らして当該特定有害廃棄物等が規制対象外であると判断できる場合

参考５－１のサンプルを参照し、当該特定有害廃棄物等が輸出国法令の下ではバーゼル条約の規制対象（有害廃棄物等）とみなされないことが輸出国法令に照らして判断できる旨を説明する書類を、輸出国法令の内容を説明する書類を添付した上で提出してください。輸出国法令の内容を説明する書類については、情報の出典を明らかにし、輸出国当局が対外的に公表している条文等に基づき、当該判断に至った理由がわかるよう記述するとともに、当該法令の関係条文を含めてください。当該法令が英語以外の外国語で記述されている場合には、日本語訳又は英語訳を添付してください。ただし、日本の行政側で内容を把握している国の関係法令の場合は、該当法令の関係条文（原文）の添付は不要です。

なお、輸入者から説明された輸出国法令の内容等に関しては、必要に応じ環境省から当該国の権限ある当局に確認を取る場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ・ 輸出国の権限ある当局から証明書類が発行されている場合

参考５－２のサンプルを参照し、当該特定有害廃棄物等が輸出国法令の下ではバーゼル条約の規制対象（有害廃棄物等）とみなされないことを輸出国の権限ある当局に確認した旨を説明する書類を、証明書類（写しで可）とともに提出してください。

なお、証明書類の内容等に関しては、必要に応じ環境省から当該国の権限ある当局に確認を取る場合がありますので、あらかじめご了承ください。

② 通告の別紙様式

下記の経済産業省ホームページに掲載している輸出承認申請時の通告の別紙様式及びその作成要領を参考にして書類を作成してください。なお、下記で紹介している作成要領は輸出の際に必要な手続きに係るものですので、輸出入国の権限ある当局の欄等は必要に応じて修正してください。

輸出承認申請時の別紙様式（通告書）に示す書類

- ・ 別紙様式（Word 形式）

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/basel/2015/20150901_0206_ba.docx

- ・ 記入例

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/basel/2015/20150901_0207_ba.pdf

- ・ 記入要領（説明書）

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/basel/2015/20150901_0208_ba.pdf

提出先

○上記の通告関係書類の提出先は、次のとおりです。

環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 適正処理・不法投棄対策室
住 所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1－2－2
電 話：03-5501-3157（直通）
F A X：03-3593-8264
電子メール：env-basel@env.go.jp

サンプル

参考 5-1：相手国法令通告書類の作成例

平成〇年〇月〇日

環境省廃棄物・リサイクル対策部

適正処理・不法投棄対策室長 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇

社名 〇〇株式会社

責任者名 〇〇部長 〇〇〇〇

社印

（国名）から日本への有害廃棄物の越境移動に係る通告について

（輸出者名）から（輸入者名）への（貨物名）の越境移動について、輸出国では有害廃棄物又は他の廃棄物と定義され又は認められていないことが輸出国の法令に照らし別添のとおり判断できるため、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約第6条第5項（b）の規定に基づき、輸出者に代わり、別紙のとおり、書面による通告を送付します。

（※情報の出典を明らかにしつつ、輸出国当局が対外的に公表している条文等に基づき、当該判断に至った理由を説明する書類及び当該法令の関係条文を添付してください）

サンプル

参考 5-2：相手国から証明書が発行された場合の通告作成例

平成〇年〇月〇日

環境省廃棄物・リサイクル対策部

適正処理・不法投棄対策室長 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇

社名 〇〇株式会社

責任者名 〇〇部長 〇〇〇〇

社印

（国名）から日本への有害廃棄物の越境移動に係る通告について

（輸出者名）から（輸入者名）への（貨物名）の越境移動について、輸出国では有害廃棄物又は他の廃棄物と定義され又は認められていないことを輸出国の権限ある当局に別添のとおり確認したため、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約第6条第5項（b）の規定に基づき、輸出者に代わり、別紙のとおり、書面による通告を送付します。

（※輸出国の権限ある当局に確認した結果を示す証明書類を添付してください）